



薬第1558-3号

令和4年12月16日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和4年12月16日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる5物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) N—（1—アミノ—1—オキソ—3—フェニルプロパン—2—イル）—1—ブチル—1H—インダゾール—3—カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 APP—BINACA、APP—BUTINACA

(2) N—（1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル）—1—ヘキシル—1H—インダゾール—3—カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 ADB—HEXINACA、ADB—HINACA

(3) 2— { 2— (4—エトキシベンジル) —1H—ベンゾ [d] イミダゾール—
1—イル} —N, N—ジエチルエタン—1—アミン及びその塩類

【通称名】 E t a z e n e、 E t o d e s n i t a z e n e

(4) N—メチル—1— (5—メチルチオフェン—2—イル) プロパン—2—アミ
ン及びその塩類

【通称名】 5—MMPA、 M e p h e d r e n e

(5) 2— (3—メトキシフェニル) —2— [(プロパン—2—イル) アミノ] シ
クロヘキサン—1—オン及びその塩類

【通称名】 M X i P r、 M e t h o x i s o p r o p a m i n e

(6) (1) から (5) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和4年12月17日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ

TEL: 06-6941-9078 (直通)

FAX: 06-6944-6701